

# デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会 開催要綱

## 1. 趣旨

令和元年に制定されたデジタル手続法により、国・地方を通じた行政手続のオンライン化・デジタル化が推進される中、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、改めて政府・社会のデジタル化が強く求められ、令和3年5月にデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法及び地方公共団体情報システム標準化法等のデジタル改革の関連法案が成立した。

住民基本台帳制度については、平成11年から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が制度化され、市町村間の事務処理や国・地方の行政機関等への本人確認情報の提供に利用されるとともに、平成25年に制定されたマイナンバー制度を支える基本的な仕組みともなっている。そこで、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方を検討する。

## 2. 構成員

検討会は、別紙の有識者又は実務者のメンバーをもって構成する。

## 3. 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が出席できないときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

## 4. 議事

- (1) 座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 検討会は有識者部会と実務者部会に分けて開催することができる。
- (4) 検討会は非公開とするが、会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。

## 5. その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。